

令和6年能登半島地震自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金給付要綱

(趣旨)

第1条 令和6年能登半島地震により損壊した家屋等を自ら解体・撤去（以下「自費解体」という。）し、金融機関等から当該解体費用に係る融資を受けた場合に、当該融資額に対する利子額の全部又は一部に対し、予算の範囲内で令和6年能登半島地震自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金（以下「給付金」という。）を給付するものとし、その交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(給付金の給付対象者)

第2条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、能登半島地震により県内に所在する損壊家屋等を別表1に定める金融機関等から融資を受け、令和6年1月1日以降に自費解体し、次の(1)から(4)の要件を満たす個人とする。

(1) 自費解体した損壊家屋等について、県内市町長が発行する罹災証明書等で、「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」の判定を受けていること

(2) 損壊家屋等を解体する目的で金融機関等から融資を受けていること

(3) 損壊家屋等が所在する市町が実施する自費解体費用に係る償還制度を活用していること（当該制度に係る申請書を市町が受理していること）

(4) 前号の制度以外に自費解体に係る支援制度等を活用していないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付金の給付を受けることができない。

(1) 県税を滞納している者

(2) 規則第5条の2第2号及び同条第3号に規定する暴力団員等

(給付対象経費及び給付金の額)

第3条 給付金の給付の対象となる経費（以下「給付対象経費」という。）は、金融機関等が発行する返済予定表等に記載の利子額のうち、解体費用に相当する融資額に対する利子額とし、融資を実行した日から起算して5か月分の当該利子額を上限として給付するものとする。

2 この要綱の当初の施行日以前に金融機関等から融資を受け、市町から解体・撤去に係る費用を償還され、融資を受けた金融機関等への返済が完了した場合においても、前項の規定を適用するものとする。

3 解体費用に係る融資の返済予定期間（給付金の給付申請時に、融資を受けた金融機関等への返済が完了している場合にあっては、返済実績期間）が5か月に満たない期間の場合は、当該期間の利子相当額を給付対象経費とする。

(給付金の給付申請)

- 第4条 規則第4条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。
- 2 規則第4条第2項の添付書類は、別表2に掲げるものとする。
 - 3 給付金の給付申請は、損壊家屋等が所在する市町に提出した「自費解体・撤去に係る償還申請書」が受理された日以降に行うものとする。
 - 4 給付金の給付申請は、損壊家屋等が所在する市町に提出した「自費解体・撤去に係る償還申請書」につき、1回限り行うことができる。

(実績報告)

- 第5条 規則第13条の実績報告書は、別記第1号様式によるものとする。

(給付金の給付決定・額の確定)

- 第6条 知事は、規則第7条の規定による給付金の給付決定の通知及び規則第14条の規定による給付金の額の確定通知は、給付金交付決定通知書兼額の確定通知書（別記第3号様式）により行うものとする。
- 2 知事は、給付金を給付することが不適当であると認めたときには、理由を付して不交付決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

(給付金の給付申請の取下げ)

- 第7条 申請者は、給付金の給付の申請を取り下げようとするときは、前条第1項の規定による給付決定等の通知を受けた日から起算して15日が経過するまでの間に自費解体つなぎ資金利子助成事業給付金申請取下げ書（別記第5号様式）を提出しなければならない。

(給付金の請求等)

- 第8条 規則第16条第2項の請求書は、別記第2号様式によるものとする。
- 2 申請者は、第6条の給付金給付決定通知書兼額の確定通知書を受領したのち、すみやかに給付金の請求を行うものとする。
 - 3 給付金は、給付対象者に給付するものとする。

(証拠書類の保管期間)

- 第9条 給付金に係る書類の保管期間は、5年とする。

(現地調査等)

- 第10条 知事は、給付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(給付金の給付決定の取消し)

- 第11条 知事は、給付金の給付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、給付金の給

付の決定を取り消すことができるものとする。

- (1) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は現地調査等を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (3) 給付金の給付決定後に、この要綱に定める要件を満たさないことが判明したとき。

2 前項の規定により給付金の給付の決定を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し、既に給付した給付金の返還を命ずるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月10日から施行する。ただし、令和6年1月1日以降、この要綱の当初の施行日以前に実施した自費解体について、この要綱を遡及適用する。

別表1（金融機関等）

- | |
|--------------------------------|
| 1 独立行政法人住宅金融支援機構 |
| 2 民間金融機関 |
| 3 各種共済組合、その他貸付事業を行う団体 |
| 4 事業所等（制度融資について明文の規定があるものに限る。） |
| 5 その他、知事が認めるもの |

別表2（添付書類）

- | |
|--|
| 1 市町長が発行する損壊家屋等の罹災証明書等の写し |
| 2 金融機関等との金銭の貸借がわかる書類（金銭消費貸借契約書等）の写し |
| 3 損壊家屋等の解体・撤去・処分に係る費用の明細がわかる書類（請求書等）の写し |
| 4 損壊家屋等が所在する市町に提出した自費解体・撤去に係る償還申請書の写し |
| 5 金融機関等が発行する元金・利子の返済の予定がわかる書類（返済予定表等）の写し |
| 6 債権者登録申出書 |
| 7 その他、知事が必要と認めるもの |